

一般建築物石綿含有建材調査者試験問題（E）

第1章

問題1. 建築物石綿含有建材調査の目的と主旨に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物のライフサイクルにおいて、建築物の利用、改修、解体などそれぞれのフェーズで、環境リスクとして評価すべき石綿含有建材の種類は同一である。
- ② 2010（平成22）年4月からは、国内の企業会計に資産除去債務の考え方が導入され、建築物における石綿の使用実態の精確な調査は、ますますその重要性を増している。
- ③ 2013（平成25）年に、国土交通省は総務省勧告による民間建築物の石綿含有建材の調査の促進のための調査方法の検討指示を受け、社会資本整備審議会アスベスト対策部会での検討と試行を経て、建築物石綿含有建材調査者制度を設け、育成を開始した。
- ④ 2018（平成30）年に、建築物石綿含有建材調査者の講習制度に関する告示が廃止され、新たに3省共管（厚生労働省、環境省、国土交通省）の講習制度に関する告示が制定された。

問題2. 建築物石綿含有建材の法規制の変遷に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿は国内でも産出されたが、使用された石綿の大半はカナダ、南アフリカ、ロシアなど海外から輸入され、その大半は建築物に使用された。
- ② 特定化学物質障害予防規則の改正により、1975（昭和50）年に石綿を10重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止になった。
- ③ 1995（平成7）年、石綿を1重量パーセントを超えて含有する吹付け作業が原則禁止と強化され、労働安全衛生法施行令の改正で、青石綿・茶石綿の製造などの禁止が行われた。
- ④ 2006（平成18）年には石綿を0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。（但し、代替品が確立していない特定分野の部材を除く。）

問題3. 石綿障害予防規則の規定に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 労働安全衛生法及び石綿障害予防規則では、事業者（工事の施工者）は建築物、工作物及び船舶（鋼製の船舶に限る）の解体・破砕等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておくことが義務付けられている。
- ② 事前調査では石綿等の使用が不明な場合は、分析による調査を行うこととなるが、石綿が含まれているとみなして必要な措置を講じれば、分析による調査を行わなくてもよいとする規定について、吹付け材についての適用は見送られている。
- ③ 事前調査及び分析調査の結果の記録等については、事前調査を終了した日又は、分析調査を終了した日のいずれか遅い日から3年間保存しなければならない。
- ④ 吹付石綿等（レベル1建材）、石綿含有保温材等（レベル2）の除去等工事の計画は、仕事の開始の日の14日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない。

問題4. 石綿の定義等に関する下記の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- ① 石綿とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の全部の総称である。
- ② 石綿は、蛇紋石族石綿と角閃石族石綿に大別される。蛇紋石族石綿はアモサイト1種類のみである。
- ③ 角閃石族の石綿は5種類ある。そのうち多く使用されたのは、クリソタイルとクロシドライトである。
- ④ 建築物調査は6種類の石綿を対象として行うべきであり、厚生労働省から6種類すべての分析を徹底する旨の通知が出されている。

問題5. 石綿の特性に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿が盛んに使われた理由は、優れた性質を1種類の物質が全て兼ね備えているからであり「奇跡の鉱物」と呼ばれた。
- ② レベル1よりも飛散性の高いレベル2の建材には、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材が分類され、煙突用石綿含有断熱材などはこのカテゴリーに分類される。
- ③ レベル3の建材は、レベル1とレベル2以外の石綿含有建材と分類されるが、その製品は多岐にわたっている。
- ④ 2020（令和2）年の大気汚染防止法、石綿障害予防規則の一部改正に伴い、主に外装・内装に使用された石綿含有仕上塗材は、レベル1～3の別枠として扱われる。

問題6. 石綿の病理及び症状に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 空気中に浮遊している石綿粉じんは、呼吸によって鼻腔や口腔から空気と一緒に吸入され、末端の肺胞に達する。
- ② 気管から肺胞まで到達する石綿繊維の大きさは、繊維の直径が3 μ m未満、長さは100～200 μ m以下である。
- ③ 石綿を吸入して生じる疾患としては、石綿肺、肺がん、中皮腫、その他の胸膜疾患がある。それらを総称して石綿関連呼吸器疾患と呼んでいる。
- ④ 石綿肺は石綿ばく露及びその他の要因によって生じるじん肺の一種である。

問題7. 石綿濃度や健康への影響評価に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材の切断や加工・清掃作業時は、大気中の石綿濃度が数f/mL～数100f/mLの中等度の石綿濃度の場合が多かったことが報告されている。
- ② 石綿等を取り扱う工場等の敷地境界における石綿粉じん濃度については、1989（平成元）年に大気汚染防止法において規制基準として10f/Lが定められた。この濃度基準は、一般環境における基準値と同等である。
- ③ 石綿のばく露による健康への影響を推定するためには、ばく露濃度とばく露期間だけでなく、ばく露開始年齢の情報が必要である。
- ④ 建築物の用途ごとの発症度合いを指標化し、発症しやすい用途の建築物から優先して調査や対策を実施することが望ましい。

第2章

問題8. 建築物石綿含有建材調査の関係法令に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物石綿含有建材調査は、以下の法令に位置付けられている。
 - ・労働安全衛生法、石綿障害予防規則の「事前調査及び分析調査」
 - ・大気汚染防止法の「解体工事に係る調査及び説明等」
 - ・建築基準法の「報告、検査等」
- ② 大気汚染防止法施行令の改正で、規制の対象となる特定建築材料（石綿を飛散させる原因となる建築材料）に、「石綿含有成形板等」「石綿含有仕上塗材」が追加された。
- ③ 2006（平成18）年9月1日以降に工事着手した新築工事で建築物の解体・改修の場合は、特定建築材料の有無の目視調査は不要である。
- ④ 大気汚染防止法では、事前調査に関する記録は、元請業者から発注者への説明書面とともに解体工事終了後から5年間保存する。

問題9. 建築物石綿含有建材調査の関係法令に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 大気汚染防止法では、解体工事の元請け業者又は自主施工者が行う、事前調査結果等を表示した掲示板の設置が必要である。
- ② 建築基準法では、建築物の通常の利用時において、石綿の飛散の恐れのある建築材料（吹付け石綿及び吹付けロックウールで石綿0.1重量パーセントを超えるもの）を使用することを禁止するとともに、建築物及び工作物の増改築時や大規模修繕・模様替え時にこれらの建築材料の除去等を義務付けている。
- ③ 建築基準法では、建築物等の大規模修繕・模様替え時には、大規模修繕・模様替えを行う部分以外では、封じ込めや囲い込みの措置を行うことが認められている。したがって、増改築、大規模な修繕・模様替えの際には、それらに該当しない部分の石綿の劣化状況調査が必要となる場合はない。
- ④ 建設リサイクル法では、一定規模以上の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の分別解体等と再資源化等が義務付けられている。

問題10. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物石綿含有建材調査の結果は、その建築物の維持管理等の考え方に影響を与える。石綿の有無の判定結果が及ぼす影響はコストに限定される。
- ② 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う元請業者と作業者のみにとどまらない。
- ③ リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることが重要である。
- ④ 石綿の飛散防止に関して周辺住民等とのリスク・コミュニケーションが図られ、工事が円滑に進むことを期待し、環境省がガイドラインを公表している。

問題 11. 建築物石綿含有建材調査者の役割に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、解体・改修時や通常の建築物使用時において、石綿使用の有無の判定について、その建築物に使用されている石綿含有の可能性のある建材に限定した調査を行う必要がある。
- ② 調査者の職責は、依頼された調査範囲に限定された責務であるが、調査漏れがないよう十分に注意する必要がある。
- ③ 調査者は判断が困難な場合は、適切な試料採取と精確な分析評価を実施しなければならない。又、推測による結論は慎まなければならない。
- ④ 石綿は建築物以外に、鉄道施設、発電所、化学プラント、清掃工場及び各種の設備に併設される煙突などの工作物のほか、機械・工具の類にも多く使用されてきた。

問題 12. 建築物石綿含有建材調査者の役割に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、国内外の対策方法や除去工事の種類、調査した建築物に最も適した措置の助言もできることが望ましい。調査者は石綿に関する知識だけに特化して、精通しておくことが必要である。
- ② 調査者は、意図的に事実と反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行ってはならない。
- ③ 調査者は、建築物の所有者や占有者など個人的、経営的情報に触れることになる。調査活動を通じて得た情報の機密保持義務がある。
- ④ 建築物の調査は、中立性をもって実施しなければならない。

問題 13. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査において石綿含有建材調査者は、常に自らの石綿ばく露に注意を払うだけでなく、共用中の建築物内部の生活者、労働者等の石綿ばく露を回避・低減するための十分な配慮も必要である。
- ② 調査者は建築物における石綿含有建材の使用状況調査業務の中核を担い、調査報告を取りまとめるコーディネーターとしての知識と能力が求められる。
- ③ 石綿に関する情報と措置技術は日々新しくなっており、調査者には常に情報収集の努力が必要とされる。
- ④ 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査し、石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、証明が出来ない場合は分析調査を行うか、石綿無含有とみなすことが基本となる。

問題 14. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 事前調査の基本は、「現場」「現物」「現実」の三現主義の徹底である。
- ② 目視調査せずに書面調査判定で調査を確定終了してはいけない。
- ③ 書面調査と目視調査で差異がある場合は、書面調査結果を優先する。
- ④ 劣化度判定は、調査目的など必要に応じて各部屋調査時などに実施する。

第3章

問題 15. 石綿含有建材の建築図面調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査対象建築物がどのような建築物で、どのようなところに石綿含有建材が使われているかを調べるための図面としては、建築確認図が望ましい。
- ② 書面調査では、建築図面に記載されている石綿含有建材が、そのまま使用されているとは限らないので注意を要する。
- ③ 建築図面から石綿含有建材の記載個所を効率的に見つけるためには、①防火規制に着目する、②断熱や結露防止などの性能が求められる箇所に着目する、2つの方法がある。
- ④ 建築基準法では、建築物の用途、規模、地域に応じて建築物の主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とすることなどが義務付けられている。

問題 16. 建築基準法の防火規制に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法に定める「延焼の恐れのある部分」とは、隣地境界線及び道路境界線より、1階にあっては3m以内、2階以上にあっては5m以内の距離にある建物の部分をいう。
- ② 主要構造部とは、壁、柱、床、梁、屋根、または階段をいい、建築物の構造上重要でない部分を除くものとされている。基礎は防火上の影響が少ないため主要構造部には含まれない。
- ③ 耐火建築物は階によって要求される耐火性能が異なり、「1時間耐火」や「2時間耐火」などと表現される。同じ吹付け石綿であれば「2時間耐火」の方が、吹付け層が厚くなる。
- ④ 2000（平成12）年の建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、それまでに行った指定はすべて廃止され、多くのものが新制度に基づく耐火構造として認定された。

問題 17. 建築基準法の防火規制に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 特記仕様書などの建築図面に、耐火構造の指定番号や認定番号が記載されていることがある。建築図面に記載された柱や、梁の耐火構造の指定番号や認定番号を調べることによって、吹付け石綿や耐火被覆板であることを特定できることがある。
- ② 鉄骨造（S造）の建築物は、火災が発生すると熱により簡単に強度を失う大きな欠点がある。この欠点を補うため、S造の梁や柱に耐火被覆を施している。
- ③ 鉄筋コンクリート造（RC造）や鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の柱や梁は、鉄筋の周囲が熱に強いコンクリートで被覆されているため、吹付け石綿や耐火被覆板で柱や梁を保護する必要がない。
- ④ 建築基準法では面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、垂直方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。

問題 18. 建築物の防火区画等に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 階段や吹抜けのように縦方向に抜けた部分は竪穴と呼ばれ、2層以上の竪穴には、竪穴区画が必要となる。竪穴区画が建築基準法に組み込まれたのは1969（昭和44）年であるため、これ以前の建築物では竪穴区画がない場合がある。
- ② 同じ建築物の中に、用途や管理形態が異なるものが存在する場合（例えば複数のテナントが入るデパートと店舗・飲食店など）には、用途や管理形態の異なる部分を区画しなければならない。
- ③ カーテンウォールと床スラブなどとの取り合い部分（取り付け部）については、耐火性能を含めた区画の配慮が必要であり、床スラブとカーテンウォールとの間のすき間を耐火性能のある不燃材でふさぐのが一般的である。
- ④ RC造の建築物においては、建築基準法の防火・耐火規制などの法的規制よりも、設計者の設計思想や要求品質によって、吹付け石綿や他の石綿含有建材が使用されていることが多い。

問題 19. 建築物の防火対策に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 工場・倉庫・事務所などの折板屋根の裏側にある断熱材は必ず確認する。吹付け（レベル1）、フェルト状製品（レベル2）などで施工されている場合もある。
- ② 建築基準法の防火規制では、建築物の用途や規模に応じて、居室や廊下・階段などの壁や天井の仕上げを準不燃材料や難燃材料とすることが義務付けられている。
- ③ 建築基準法の内装制限の規制を受ける部位には、多くの建材に石綿が使用された。
- ④ 防火地域の建物では、延焼防止の目的で、外装に押出成形セメント板、けい酸カルシウム板第1種等のレベル2の石綿含有建材が多用された。

問題 20. 建築物の設計思想・要求性能から得られる情報に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 機械室や電気室など騒音の発生する箇所では、壁・天井などに吸音目的で吹付け石綿が施工された。
- ② 建築物の最上階の天井スラブ下には、空調の負荷を低減する目的で、断熱材として吹付け石綿を施工する例が多い。
- ③ 建築基準法では、建築設備を「建築物における電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備または煙突、昇降機若しくは避雷針」と定義している。
- ④ 電気設備において、ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に石綿発泡体を使用することが多い。

問題 21. 建築物石綿含有建材に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 構造からは、S造であれば耐火被覆用の石綿含有建材が使用されている可能性があると思える。
- ② 規模からは、4階建て以上の建築物であれば、エレベーター（EV）が備えられていることが多いので、EVシャフトの中に吹付け石綿が使用されている可能性があると思える。
- ③ 詳細図、特に断面詳細図にはレベル1、2の石綿含有建材の有無が記載されている可能性が高いので、注意深く確認する。
- ④ レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け工法のみである。

問題 22. 建築物石綿含有建材に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 吹付けロックウールは石綿無含有の製品になっても、製品名を変えずに製造・販売しているものがあるので注意が必要である。
- ② レベル2の石綿含有建材は、石綿含有耐火被覆材、石綿含有保温材の2種類である。
- ③ 石綿含有耐火被覆材には、耐火被覆板とけい酸カルシウム板第2種などがあり、鉄骨造（S造）の梁、柱などの耐火被覆用の板材である。
- ④ レベル3の石綿含有建材とはレベル1、レベル2及び石綿含有仕上塗材に該当しない残りすべての石綿含有建材のことである。

問題 23. 書面調査の実施要領に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、目視調査の計画を立てるために行う。
- ② 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手し、所有者へのヒアリングなどを行う。
- ③ 図面は石綿含有建材の情報を網羅しているわけではなく、図面からの情報を参考にしつつも、必ず現地での使用状況を丁寧に現認して、図面との整合性を確認する。
- ④ 建築図面などの借用時には、その使用目的と不要な部分の閲覧・複製をしない旨の説明が必要である。複製した図面の借用であれば使用後の返却は不要である。

問題 24. 建材の石綿含有情報の特徴に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- ② 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、情報整備を現在も行っており、適宜、更新が行われているので最新版に留意する。
- ③ 書面調査結果の整理は、①石綿含有建材をリストアップし、②動線計画を立てる、という2点を主な作業として行っていく。
- ④ 個々の建材の石綿含有の有無の判断には、建材の特定（商品名等）と当該建材の石綿含有情報との照合が必要である。石綿含有建材データベースやメーカー情報等と照合しつつ石綿含有の有無の確定を行う。

第 4 章

問題 25. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、半面形面体をもつ取替え式防じんマスク（RS3 又は RL3）同等以上の性能を有するものとする。
- ② 調査時の服装のポイントは、調査作業中であることを第三者に伝えること、及び石綿粉じんからのばく露防止対策の2点である。
- ③ 約束の時間や現地固有のルールを守るとともに、想定外の事態をいかに少なくするか、いかに対処するかを考えた行動をとる。
- ④ 現地調査に臨む基本姿勢として、一部の天井や壁だけを目視して対象物の有無を効率的に判断することが重要である。

問題 26. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 採取した試料の採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）に記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのではなく、試料採取したその部屋で記入し、忘却や試料の混同を避けるようにしたい。
- ② 建物外観を観察することで、調査にかかる作業の進行の予測、作業時間が想定できるほか、計画段階では把握できていなかった、新たな調査ポイントなどが見えてくる場合がある。
- ③ 「定礎」などのプレートがある場合は、竣工時期や施工関係者などの情報が認識できる。
- ④ ヒアリングで話を引き出すときには、できるだけ専門用語を使うようにする。

問題 27. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 設計図書と相違がある具体例として、例えば、改修が行われている場合や、仕様を満たすため現場判断で設計図書と異なる施工をした場合があげられる。石綿の有無は、むしろ設計図書に明記されていないことが多い。
- ② 目視調査とは、単に外観を見ることだけでなく、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠について調査を行うことである。
- ③ 有害物質のばく露防止対策は、一般にリスクアセスメントを実施し、必要に応じて適切な保護具を装着するなどの対策が必要となる。
- ④ 試料採取においては、電動工具などの強い力の工具を最大限に活用する。

問題 28. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 呼吸用保護具は、点検し、シールチェックを行い正しく使用する。
- ② レベル1の吹付け材は目視での石綿含有・無含有の判断はできない。過去の記録等で「石綿なし」とされている場合を除き、サンプリングを行い、分析を行う。
- ③ レベル2の石綿含有建材のうち、けい酸カルシウム板第2種等は表示により判定出来る場合がある。
- ④ レベル3の成形板は裏面等の表示を確認し、読み取った情報をもとに、データベースやメーカー情報と照合し「石綿有り」と判断したり、メーカーの石綿無含有証明書等により「石綿無し」の判断を行う。

問題 29. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有「みなし」とするか、分析まで行うかについては、法的に制約はなく調査者が選択する事になる。
- ② 石綿含有の可能性が高いほどみなしが効率的であり、可能性が低いほど分析により含有の有無を判定したほうがトータルでコストが下がる場合が多い。
- ③ 石綿含有成形板の裏面表示は、誤表示もありうるので、一つの表示だけでなく総合的に判断するとよい。
- ④ 無石綿の表示があっても、現在の法律では石綿含有建材の可能性があるので、建物の竣工年・裏面の表示など複合検索をかける。

問題 30. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 目視調査においては、異なる建材を同一の建材と判断しないようにすることが重要なポイントの1つとなる。
- ② 目視調査において調査者自身が石綿にばく露しないようにすることが基本であるが、取外し調査が必要な場合は、できるだけ建材の切断等による取壊しを積極的に行い、調査の精確性を期すように努める。
- ③ 取外し調査を行う場合は、取外しや破壊前後に対象建材の有無を写真撮影し（可能であれば破壊中も撮影を行うことが望ましい）目視調査票と報告書に記載する。
- ④ 住宅屋根用化粧スレート的一种であるリブ型スレートを葺いている場合、改修時には元の屋根材を除去せずに、その上に二重に屋根材を葺く場合がある。この場合、新たな屋根材は石綿無含有でも元の材料は石綿含有である場合が多い。

問題 31. 試料採取に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 書面調査及び目視調査で、石綿含有の有無が明らかにならなかったものについては分析を行う必要がある。同一材料と判断される建築材料ごとに、代表試料を選定し採取しなければならない。
- ② 試料を採取する建材が破損しやすく、剥離が困難な場合は、運搬時などに混ざってしまわないように注意するとともに、分析者に分析対象部分の判断を委ねることが重要である。
- ③ 試料採取の注意事項として、採取する際には可能な限り湿潤器を利用して、試料採取部位の湿潤化を行う。
- ④ 建材の石綿分析においては、①同一と考えられる範囲を適切に判断し、②試料採取において建材にムラがあることを考慮して採取する。

問題 32. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 平屋建ての建築物で床面積が 3000 m²以上の場合、600 m²ごとに 1 箇所当たり 10 cm³程度の試料をそれぞれ採取し、それらの試料を一纏めにして密閉式試料ボックスに収納する。
- ② 一建築物であって、耐火被覆の区画に関し記録がなく、かつ耐火被覆の業者（吹付け業者）が不明確な場合、各階を施工範囲とし、それぞれ密閉式ホルダーに入れ、密閉したうえで、それらの試料を一纏めにして密閉式試料ボックスに収納する。
- ③ グラスウールなどの断熱材の下に石綿含有建材が吹付けられていたケースはない。
- ④ 耐火被覆材には耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第2種などがある。吹付け材を除く耐火被覆材は各階の梁、柱全体を施工範囲とする。

問題 33. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 成形板の試料採取は、試料採取範囲から3箇所を選定して、1箇所あたり10 cm²/箇所程度の試料をそれぞれ採取する。
- ② 過去に重量の0.1%を超えて石綿を使用していた仕上塗材については、日本建築仕上塗材工業会が公表している「アスベスト含有仕上塗材・下地調整塗材に関するアンケート調査結果」により、石綿含有仕上塗材の種類、販売期間、石綿含有量が確認できる。
- ③ 建築用仕上塗材の試料採取は、施工部位の3箇所以上から1箇所当たり容量10 cm³程度を目安に試料を採取する。
- ④ 解体を目的とした場合には、下地調整塗材および仕上塗材が調査対象となる。

問題 34. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての定量分析方法と、石綿がどの程度含まれているかを分析する定性分析方法がある。
- ② 試料を分析機関に送付したら部屋別の「目視調査個票」を作成しておく。下書き程度でも良いので調査日からあまり時間を経ずに、忘れないうちに部屋別に整理しておくことが望ましい。
- ③ 分析結果のチェックにおいて、送付した「試料番号」や「試料名」と分析結果報告書の記載に相違がないかを確認する。
- ④ 石綿含有建材調査者は、発注者から分析結果報告書の読み方や、内容について問い合わせがあった場合には、わかりやすく説明できることが望ましい。

第5章

問題 35. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 解体・改修のための事前調査で石綿含有建材がある場合は、関係法令に基づく届出や飛散防止措置を行ったうえで、解体・改修工事を行う。
- ② 建築物の維持管理のための調査では、吹付け石綿（レベル1）に限定して石綿建材の有無を判定し、所有者に報告する。
- ③ 建築物の概要の建築物所在地欄は、地番・家屋番号ではなく住居表示を記入する。
- ④ 石綿調査履歴の調査時期によっては、分析していない種類の石綿が存在することを所有者に伝えることも必要である。

問題 36. 調査報告書に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 過去に実施した調査報告書がある場合、その報告書概要部分だけをコピー添付する。
- ② 所有者情報提供依頼概要欄において図面有りの場合は、「竣工図・仕上表・矩計図」に○をする。その他の図面の場合は、具体的な名称を記載する。
- ③ 調査結果の記載については、調査対象建材があった部屋の記載だけではなく、調査できなかった部屋も含めて全部屋について記載する。
- ④ 今回調査箇所における部位欄の記載は、梁・柱など建築一般呼称でよい。採取した位置を指しているのではなく、石綿含有可能性材があった部位の全部を示している。

問題 37. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 部屋への立ち入りができず検体採取ができなかった、機械類を撤去した後でなければ試料採取ができない、その他、構造上・立地条件等の問題で試料採取が不可能な箇所については詳細を調査報告書に記載しなければならない。
- ② 今回調査できなかった箇所欄は、石綿含有建材調査者の見落としと区別する意味においても、階・部屋名などを記載するとともに、図面で図示し（色塗りなど）、その理由も簡潔に記載する。
- ③ 建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋と、調査者の不注意によって入室しなかった部屋は、目視していないという結果では同じであっても、石綿調査の意義としては同じではない。
- ④ 目視調査個票の記入は部屋別を基本とし、小規模の建築物でもフロアごと、住戸などの場合は住戸ごとの作成は不可である。

問題 38. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 外観記入について、定礎があれば、メモだけでなく写真を撮っておく。
- ② 1部屋終了ごとのメモが、後の写真の整理や調査報告書の作成時に有効となる。
- ③ 試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに現地調査個票を作成する。下書き程度でもよいから、調査当日に整理しておく。
- ④ 目視調査個票に掲載する写真の整理は、調査者が調査当日に行うべき作業には含まれない。

問題 39. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を受領したら、目視調査総括票及び個票の作成に入る。この際に調査者は分析結果については十分に読む習慣をつける。
- ② 試料分析で、調査者の目視推定と分析機関からの結果とが乖離している場合は、分析機関に問い合わせ、原因を把握することが重要である。
- ③ 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿含有の有無にかかわらずその結果を記録し、原本を現場に備え付ける。
- ④ 事前調査結果の所有者等への報告は、石綿障害予防規則、大気汚染防止法の定めにより、元請事業者等は調査の目的を踏まえた上で、当該調査の依頼者に書面で報告する。

問題 40. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。
- ② 事前調査結果は、石綿障害予防規則、大気汚染防止法で定められた報告対象の要件に基づき、元請事業者等は原則電子システムにより、管轄の労働基準監督署長及び自治体に報告しなければならない。
- ③ 建築物の発注者等は、建築物の解体・改修を行う場合、施工者に調査に必要な情報を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力する。
- ④ 石綿則 35 条では、事前調査の結果の概要を事業者は、20 年間保存しなければならない。